

記入するときの注意事項（添付書類を含む）

⑤の欄は家族が出産した場合のみ記入してください

◎「医師又は助産師の証明」又は「市区町村の証明」についてはいずれか一方で差し支えありません。生産の場合はこれらの証明に代えて、出生児の戸籍謄本原本、出生届けの受理証明書原本（母子の氏名、出生年月日が明記されたものに限る）の添付でも差し支えありません。

◎死産の場合は在胎週数の分かる書類の添付をしてください。⑦の欄の出生児氏名の記載は不要です。

◎海外で出産された場合

- ・医師又は助産師の証明書、証明書の日本語翻訳文（翻訳者の氏名、住所等を記載したもの）
- ・海外に渡航した事実が確認できる書類（パスポート、ビザ、航空チケット等の写し）
- ・海外の医療機関に対して出産の事実、内容等の照会を行うことの同意書

上記の3点を必ず添付してください

◆分娩機関から交付される出産育児一時金直接支払制度合意文書の写しを添付してください。

◆分娩費内訳明細書（領収書）の写しを添付してください。

「産科医療保障制度の対象分娩」の場合は分娩費内訳明細書（領収書）に「産科医療保障制度の対象分娩です」の文言の記載が必要です。

（海外での出産の場合は上記の添付は必要ありません）

※同一の出産につき「出産育児一時金」と「家族出産育児一時金」等の複数の給付を受取ることはできませんので、ご注意ください

※健康保険の給付を受ける権利は、2年間で消滅します。